

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、**陳述書の提出が必要**となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となる場合があります。**※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。**

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
私は、暴力団員等ではありません。			
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名	(印)	
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人) 法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。			
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
☐ 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(法人)	法人の所在地	〒	
	法人の名称		
	代表者氏名	(印)	
	役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
1	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
2	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
3	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
	住所	〒	
	(フリガナ)		
4	氏名		
	性別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
	住所	〒	

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員5名以上の場合には、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 5月15日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 葉 山 史 菜

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 5月30日 午前 9時00分から 令和 7年 6月 6日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 6月12日 午前 9時30分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 6月25日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り、買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため、令和 7年 5月15日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書、現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	15,850,000 12,680,000	一括	3,170,000	123,675	30,273
1	13,250,000				
2	2,600,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 大阪市西区九条三丁目
地 番 7番16
地 目 宅地
地 積 70.85平方メートル
- 2 所 在 大阪市西区九条三丁目7番地16
家屋 番号 7番16
種 類 店舗・事務所・居宅
構 造 鉄骨造陸屋根4階建
床 面 積 1階 60.38平方メートル
2階 60.79平方メートル
3階 60.79平方メートル
4階 48.11平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 4月15日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 葉 山 史 菜

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 大阪市西区九条三丁目 |
| | 地 番 | 7番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 70.85平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大阪市西区九条三丁目7番地16 |
| | 家屋 番号 | 7番16 |
| | 種 類 | 店舗・事務所・居宅 |
| | 構 造 | 鉄骨造陸屋根4階建 |
| | 床 面 積 | 1階 60.38平方メートル
2階 60.79平方メートル
3階 60.79平方メートル
4階 48.11平方メートル |



令和 6年（ケ）第576号
令和 7年 2月 19日受理
令和 年 月 日提出
7. 3. 21

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 ト 藏 伸 之

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 大阪市西区九条三丁目 |
| | 地 番 | 7 番 1 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 70.85 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大阪市西区九条三丁目 7 番地 1 6 |
| | 家屋 番号 | 7 番 1 6 |
| | 種 類 | 店舗・事務所・居宅 |
| | 構 造 | 鉄骨造陸屋根 4 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 60.38 平方メートル
2 階 60.79 平方メートル
3 階 60.79 平方メートル
4 階 48.11 平方メートル |



(2枚目)

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

- (1) 表札等の表示 「Ma t」の表示
(2) 郵便受けの表示 なし

2 目的土地の現況について

- (1) 適宜概測したところ、形状は、概ね地積測量図のとおりであると思われる。
(2) 目的建物の敷地となっている。
(3) 南西側、北西側および北東側接面道路は、いずれも建築基準法上の道路である。
(4) 北側で簡易工作物が道路にはみ出していた。

3 目的建物の現況について

- (1) 形状は、概ね建物図面のとおりであると思われる。
(2) 内部の状況は、別紙添付写真のとおりである。
(3) 建物内には、冷蔵庫、本棚等の家財道具、日常生活用品等や事務用品の動産類が存在したが、電気メーターが無計量であること、長期にわたって人が出入りした形跡が窺われないことから、空き家と思われた。
(4) 建物の外壁に亀裂や剥離が認められたほか、建物内では天井や壁の崩落やシミおよび雨漏り跡が随所に認められた。
(5) 築後かなりの年数が経過しており、老朽化が著しい。

4 その他の状況について

- (1) 当職は、令和7年2月20日、所有者宛に照会書等の文書を送付したが、宛所に尋ね当たらないとの理由で返還された。

以 上

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (近隣者)	1 私は、目的建物の隣に住んでいます。 2 目的建物には誰も住んでいませんし、人の出入りもありません。 3 隣地の所有者である阪神電気鉄道株式会社との間で境界について揉めているそうで、詳細は分かりませんが、裁判になったように聞いています。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

執行官の意見

目的物件の占有関係

関係人の陳述、ライフライン調査および立入調査の結果から、目的建物¹は、所有者が店舗・事務所・住居（空き家）として使用・占有しているものと認めた。

以 上

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年2月19日	執行官室	ライフライン調査
令和7年2月20日	執行官室	照会書送付（所有者）
令和7年2月21日 12:10 - 12:20	物件所在地	物件調査、占有確認
令和7年2月21日 12:30 - 12:40	弁天町市税事務所	家屋等調査
令和7年3月4日 12:40 - 12:50	物件所在地	占有関係調査、在宅要請書投函
令和7年3月5日 9:30 - 9:40	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和7年3月5日 9:50 - 10:00	中之島図書館	物件確認
令和7年3月5日 10:10 - 10:20	大阪市役所	道路等調査
令和7年3月12日 9:05 - 9:55	物件所在地	立入調査（評価人帯同）

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人および解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和7年3月12日
目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

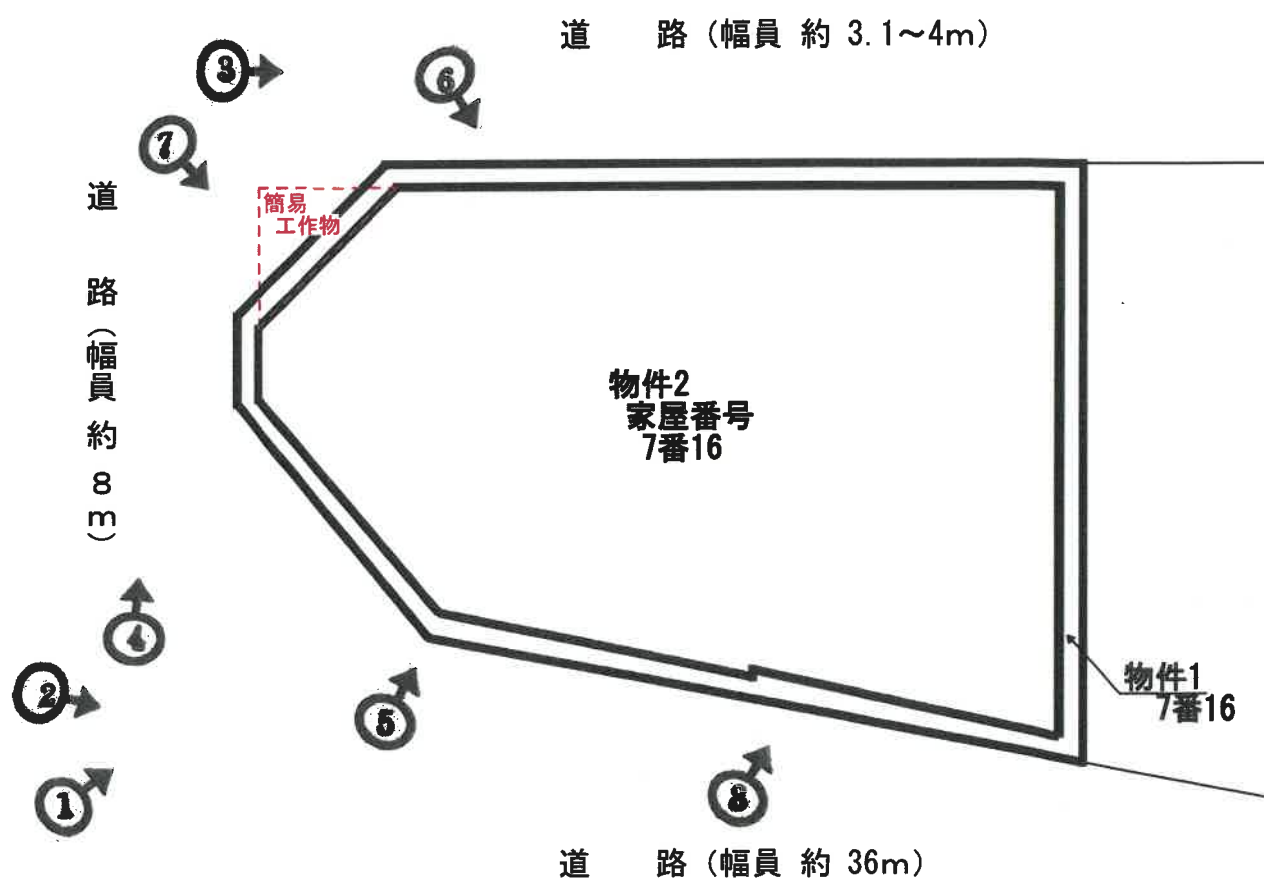
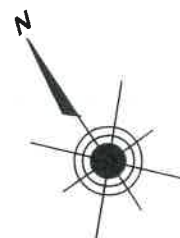
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(6枚目)

土地建物位置関係図

令和6年（ケ）第576号

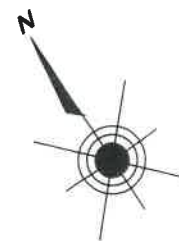
◀○ 写真撮影位置方向



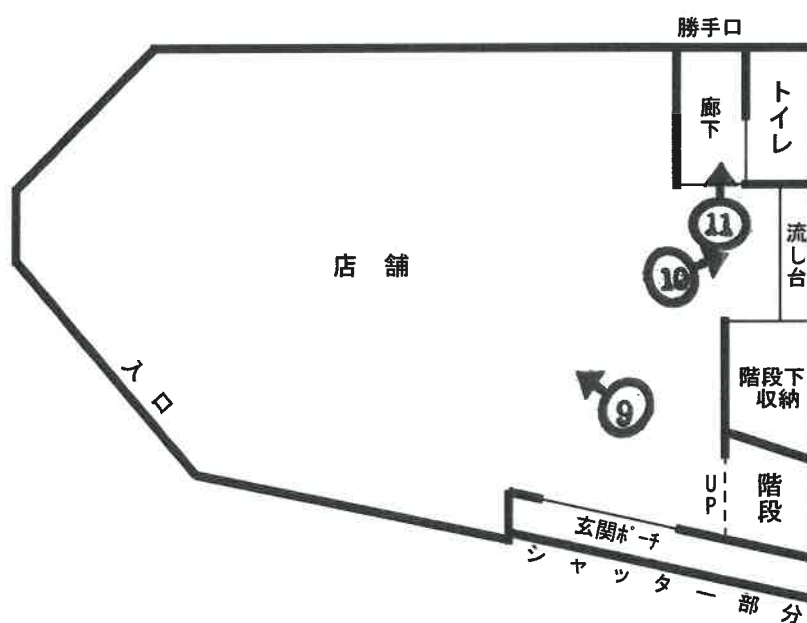
間取略図

令和6年（ケ）第576号

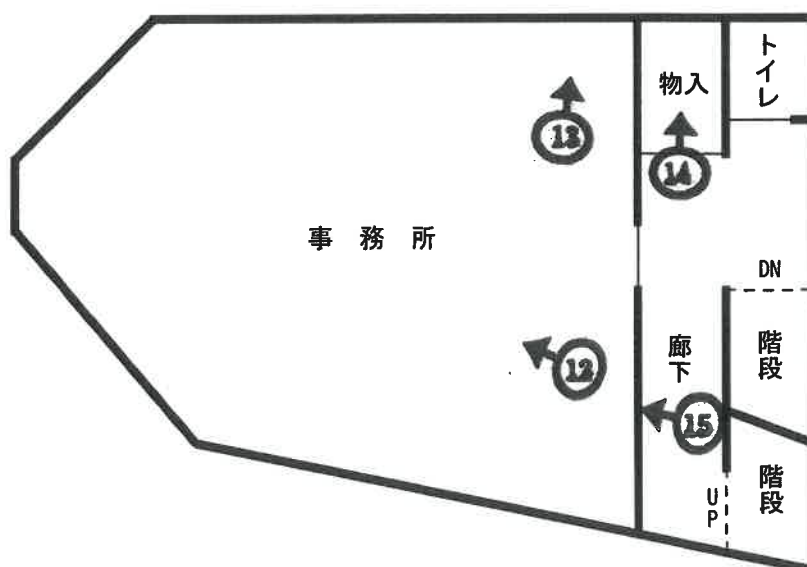
←○ 写真撮影位置方向



1階平面図



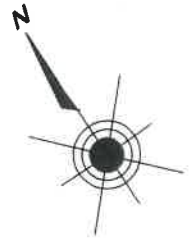
2階平面図



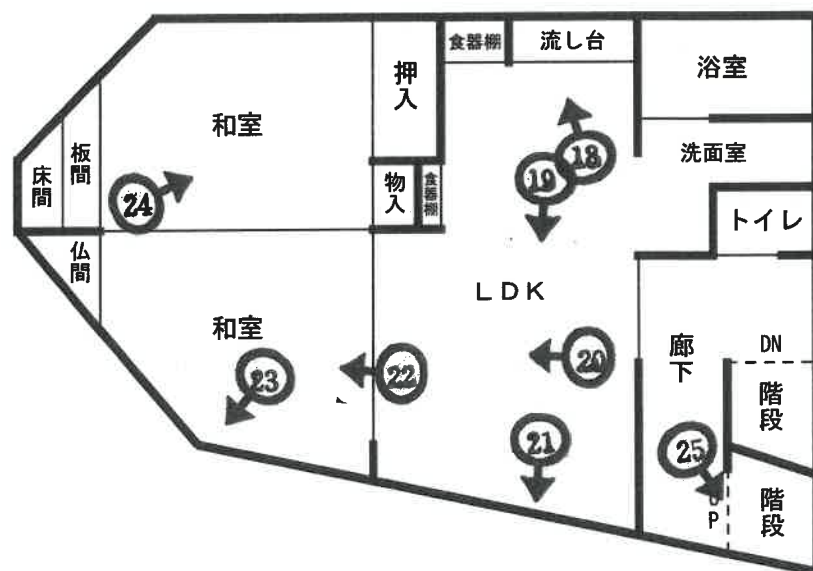
間取略図

令和6年（ケ）第576号

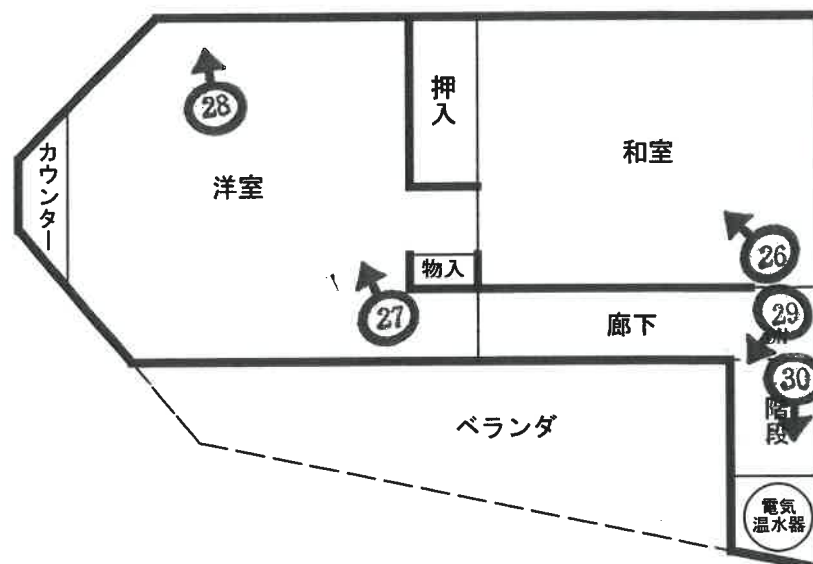
◀○ 写真撮影位置方向



3階平面図



4階平面図



目的建物





③



④



⑤

外壁の亀裂



⑥

外壁の剥離



⑦

簡易工作物が道路にはみ出している状況



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬



⑭

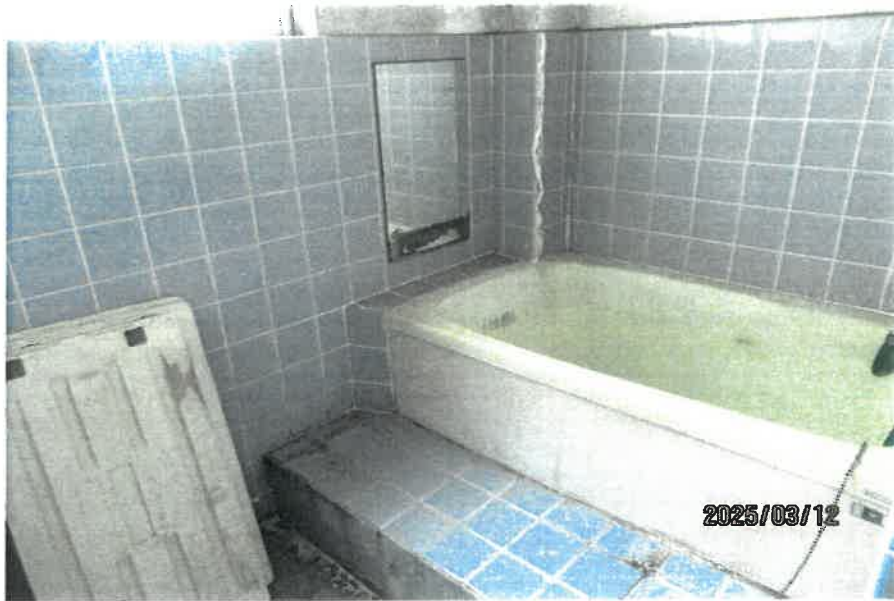


⑮



⑯

洗面室の状況



17

浴室の状況



18

流し台の状況



19



20



21



22



23



24



25



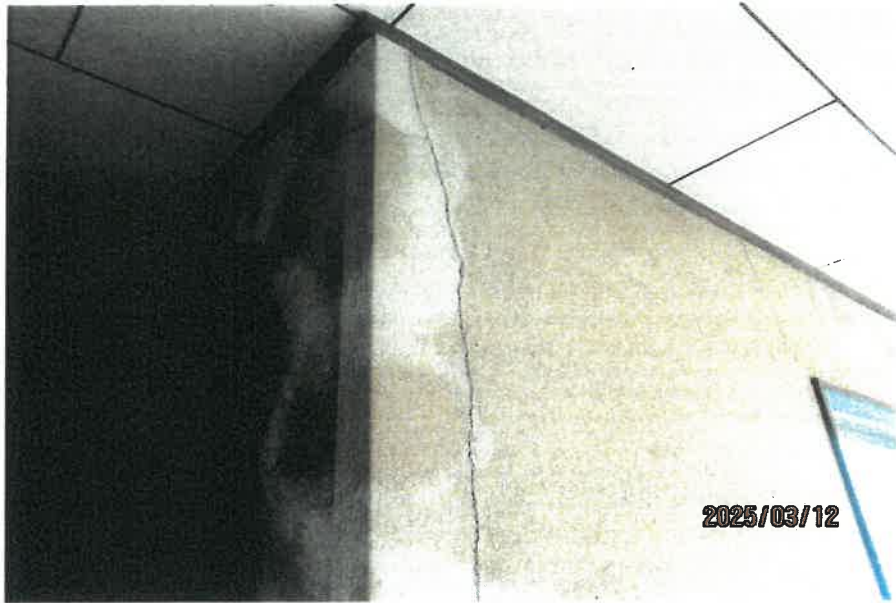
26



27



28



29



30

令和6年（ケ） 第576号
令和7年3月12日 現地調査
令和7年3月21日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

八木正美

第1 評価額

一 括 価 格	
金 15,850,000円	
内 訳 価 格	
物件 1	金 13,250,000円
物件 2	金 2,600,000円

- 1 一括価格は、物件1，2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	特記事項記載のとおり
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	特記事項記載のとおり
番号	特 記 事 項		
1	現地を計測したところ、概測数量と登記数量は概ね一致した。形状は地積測量図と概ね一致した。		
2	建物図面と現況は概ね一致した。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	大阪メトロ中央線 九条駅 西方 道路距離 約270m (別添「位置図」参照)		
付近の状況	中低層の事務所、事業所等が混在する商業地域		
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域	
	用途地域	商業地域	
	建ぺい率	80%	
	容積率	400%	
	防火規制	防火地域	
画地条件	規模	70.85㎡	
	形状	不整形	
	間口・奥行	間口(南西側)約8.7m・奥行(南東辺)約7.9m	
	高低差等	概ね等高接面	
接面道路の状況	南西側	幅員約36m市道(建築基準法42条1項1号)	
	北西側	幅員約8m市道(建築基準法42条1項1号)	
	北東側	幅員約3.1～4m市道(建築基準法42条1項1号)	
	接道状況	三方路	
土地の利用状況等	現況	戸建住宅	
	北東側	道路	
	北西側	道路	
	南東側	一般住宅	
	南西側	道路	
供給処理施設	上水道	あり	目的物件について左記供給処理施設の稼働状況等については未確認である。
	ガス配管	あり	
	下水道	あり	
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	目的土地の旧土地台帳写からは宅地の登記地目、個人の所有者名の履歴が確認された。過去の住宅地図によると、目的建物建築以前は事業所、ガレージの表示が確認された。土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。		
特記事項	① 北東側道路は一部幅員4m未満の部分を有するが、現地調査及び地積測量図よりみて目的土地側におけるセットバックは不要と思われる。 ② 目的土地の北側に簡易な工作物が存在し、道路側に一部がはみだしていた。 ③ 現況調査報告書において「隣地所有者である阪神電気鉄道株式会社との間で境界についてもめているようで、詳細は不明であるが、裁判になったように聞いている。」という近隣者の陳述が記載されている。		

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日 経過年数 経済的残存耐用年数	(登記記載) 昭和47年2月1日新築 約53年 約0年
仕 様	構 造	鉄骨造
	屋 根	陸屋根
	外 壁	吹付、タイル貼等
	内 壁	クロス貼、板貼等
	天 井	ジプトーン貼、板貼等
	床	畳、板貼、タイルカーペット等
	設 備	電気、給排水設備等
床面積（現況）	延 230.07㎡ 増築はなく、登記と現況数量は同じである。	
現況用途等	階 層	3階建
	現況用途	店舗、事務所、居宅
	間取り	間取略図参照
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	現況調査報告書参照	
特 記 事 項	① 建築確認（有）、検査済証（無） ② 建物の外壁に亀裂や剥離が認められた。 ③ 建物の内部は天井や壁の崩落やシミ、及び雨漏り跡が随所に認めれた。 ④ 設備機器の作動の状況は未確認である。 ⑤ 目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	341,000	1.04	70.85	0.90	22,614,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 大阪西5-17

$$\begin{array}{ccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 356,000\text{円}/\text{㎡} & \times 101.4/100 & \times 100/106 & \times 100/100 & = 341,000\text{円}/\text{㎡} \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面(三方路)	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.06	1.00	1.00	1.00	1.06

◇地域格差：	街路	接近	環境	行政	総合(相乗積)
	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

イ 個別格差：	接面(三方路)	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.06	1.00	0.98	1.00	1.04

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	250,000	230.07	0.03	1,726,000

ウ 現価率

経過年数 約53年

経済的残存耐用年数 約0年

観察減価 50%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 0\text{年} / (\text{経過年数} 53\text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 0\text{年}) \} \times (1 - 0.5) \\ &= 0.03 \end{aligned}$$

※観察減価は維持管理状況及び中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用率等価格を控除し、建物については土地利用率等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用率等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用率等割合 イ		土地利用率等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
1	22,614,000	0.10	場所的利益	2,261,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用率等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ) × ウ × エ × オ × カ]
1	22,614,000	－ 2,261,000		0.93	0.70		13,250,000
2	1,726,000	＋ 2,261,000	1.00	0.93	0.70	0	2,600,000
一括価格 (合計)							15,850,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

以下の減価要因を考慮して、市場性修正率として0.93(①×②)を乗じた。

- ① 飛散性アスベスト含有建材が使用されている可能性(0.95)
- ② 境界に関する紛争リスクの可能性(0.98)

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（大阪西5-17）

所 在 : 大阪市西区九条南3丁目11番4 「九条南3-4-7」
価 格 : 356,000円/㎡
位 置 : 大阪メトロ中央線「九条」駅の西方約290m（道路距離）
価格時点 : 令和7年1月1日
地 積 : 194㎡
供給処理施設 : 水道・ガス・下水
接面街路 : 北東 36m 市道、三方路
用途指定等 : 商業地域、防火地域
建蔽率80%・容積率400%
地域の概要 : 中低層の事務所、作業所等が混在する商業地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 : 15,085,000円
物件2 : 3,052,000円

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 間取略図

以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 大阪市西区九条三丁目 |
| | 地 番 | 7番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 70.85平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大阪市西区九条三丁目7番地16 |
| | 家屋 番号 | 7番16 |
| | 種 類 | 店舗・事務所・居宅 |
| | 構 造 | 鉄骨造陸屋根4階建 |
| | 床 面 積 | 1階 60.38平方メートル
2階 60.79平方メートル
3階 60.79平方メートル
4階 48.11平方メートル |



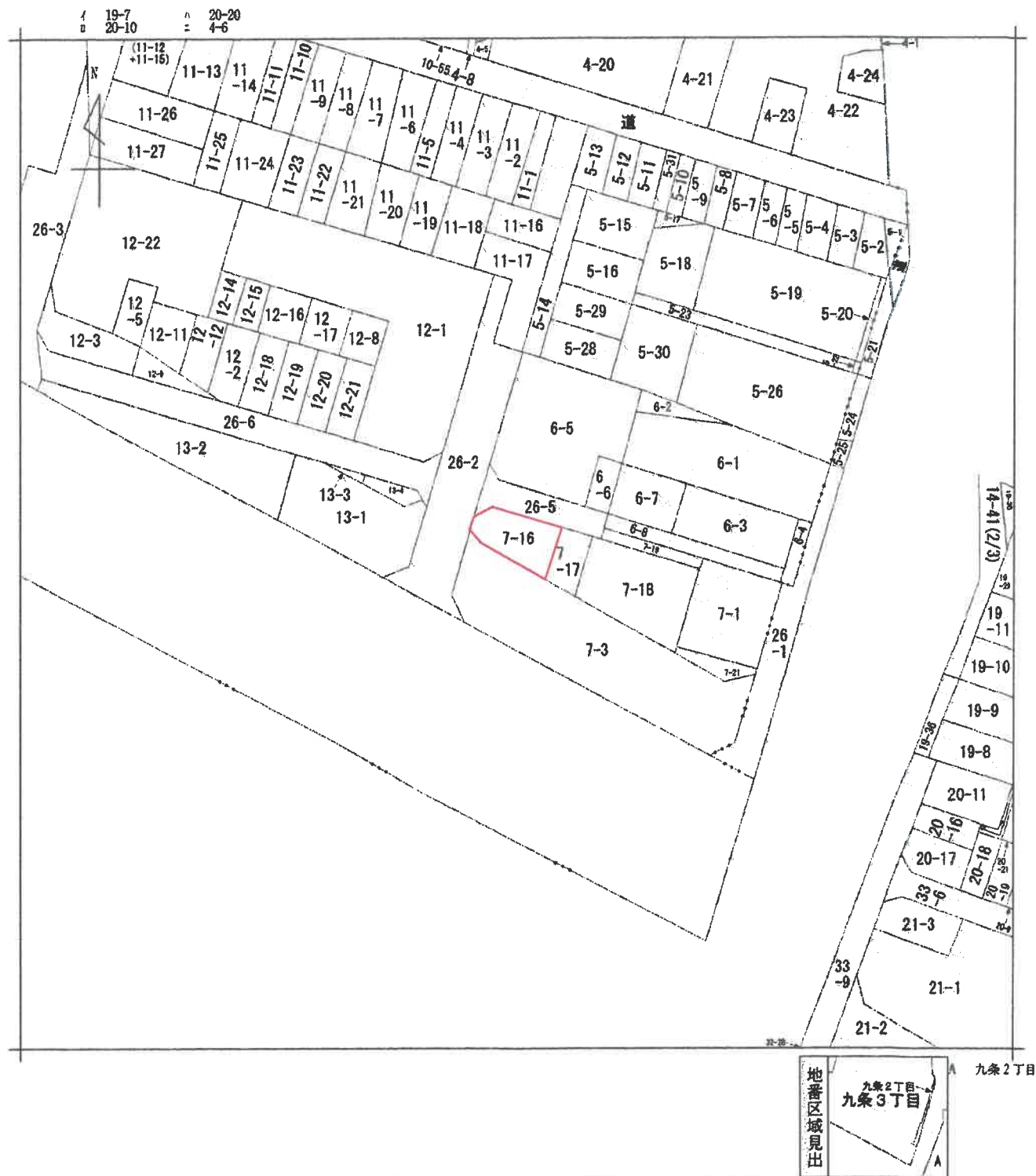
位置図

S = 1:5,000

目的物件

地価公示標準地
大阪西 5-17

最寄駅



請求部	所在	大阪市西区九条三丁目				地番	7番16			
出力縮	縮尺不明	精度分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面				種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)					補記事項

A3をA4に縮小

前・7-3 502138

図 量 測 積 地 新

7-3, 16, 17, 18, 19 後

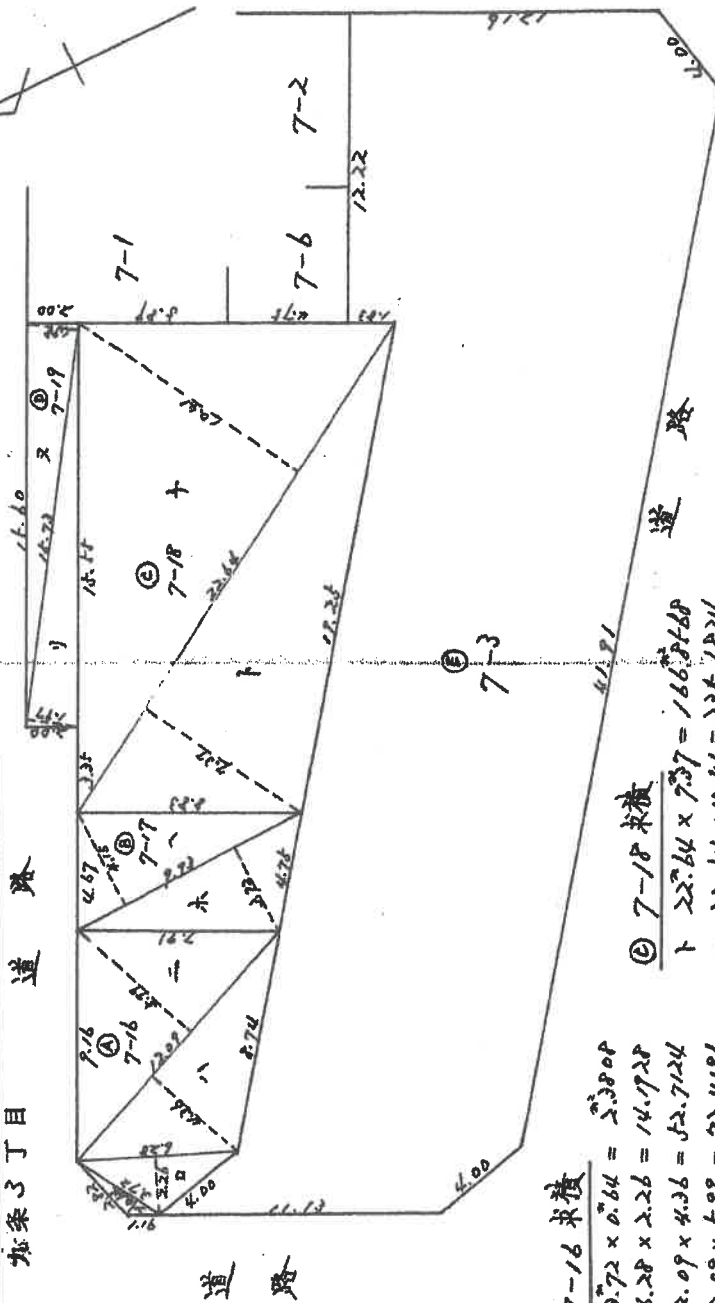
大坂市西区九条通3丁目

作 製 年 月 日
昭和四十六年 参 月 日
作 製 者
申 請 人

地 番 7-3, 16, 17, 18, 19 後

大坂市西区九条通3丁目

地 番 7-3, 16, 17, 18, 19 後



④ 7-16 求積

$$\begin{aligned} & 1 \quad 3.72 \times 0.64 = 2.3808 \\ & 2 \quad 6.28 \times 2.26 = 14.1928 \\ & 3 \quad 12.09 \times 4.36 = 52.7124 \\ & 4 \quad 12.09 \times 5.99 = 72.4191 \\ & \text{計} \quad 141.7051 \\ & \text{= 除} \quad 70.8525 \end{aligned}$$

⑤ 7-17 求積

$$\begin{aligned} & \text{ホ} \quad 9.93 \times 3.72 = 36.9396 \\ & \text{ニ} \quad 9.93 \times 4.18 = 41.2094 \\ & \text{計} \quad 78.1491 \\ & \text{= 除} \quad 39.0745 \end{aligned}$$

⑥ 7-18 求積

$$\begin{aligned} & 1 \quad 22.64 \times 7.37 = 166.8468 \\ & 2 \quad 22.64 \times 10.41 = 235.6824 \\ & \text{計} \quad 402.5292 \\ & \text{= 除} \quad 201.2646 \end{aligned}$$

⑦ 7-19 求積

$$\begin{aligned} & 1 \quad 15.73 \times 1.97 = 30.9881 \\ & 2 \quad 15.73 \times 1.78 = 27.8094 \\ & \text{計} \quad 58.7975 \\ & \text{= 除} \quad 29.3987 \end{aligned}$$

⑧ 残地求積

$$\begin{aligned} & 894.729 - 70.8525 - 39.0745 - \\ & 201.2646 - 29.3987 = 542.0267 \end{aligned}$$

縮尺 1/200

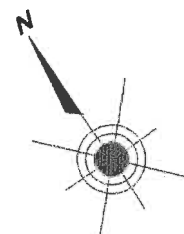
これは図面に記載されている内容を証明した面である。
(大坂法務局北出登録部)

令和6年12月16日 大坂法務局

登記官

土地建物位置関係図

令和6年（ㄱ）第576号



道 路（幅員 約 3.1~4m）

道
路（幅員 約 8 m）

簡易
工作物

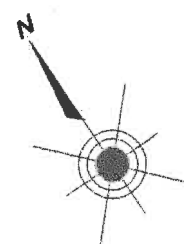
物件2
家屋番号
7番16

物件1
7番16

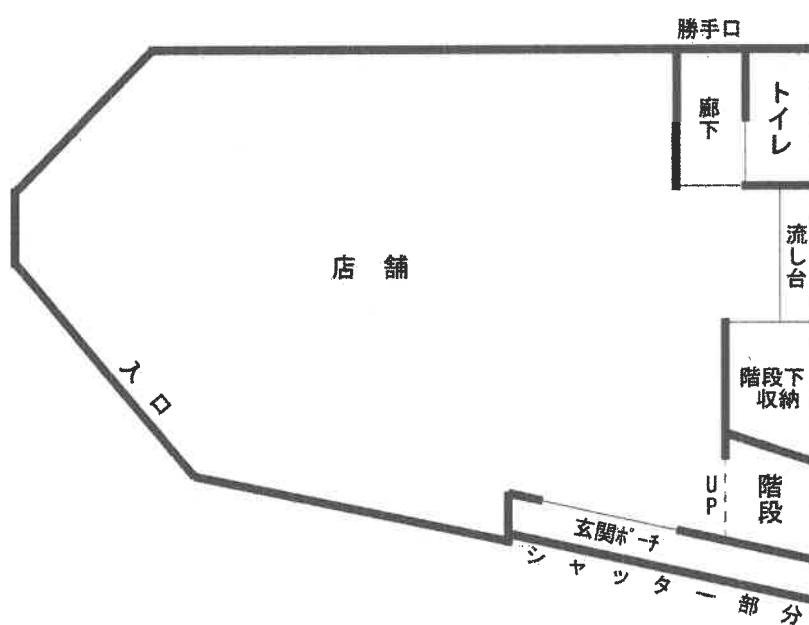
道 路（幅員 約 36m）

間取略図

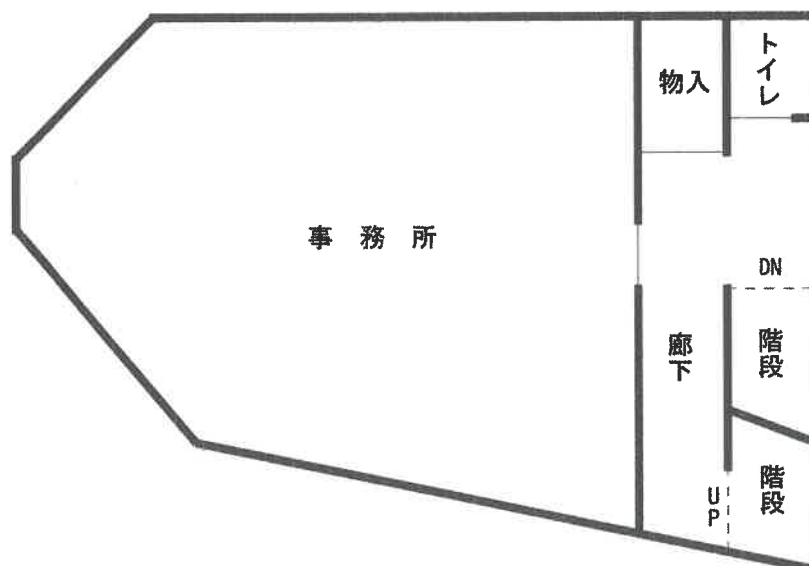
令和6年（ケ）第576号



1階平面図

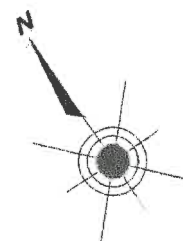


2階平面図

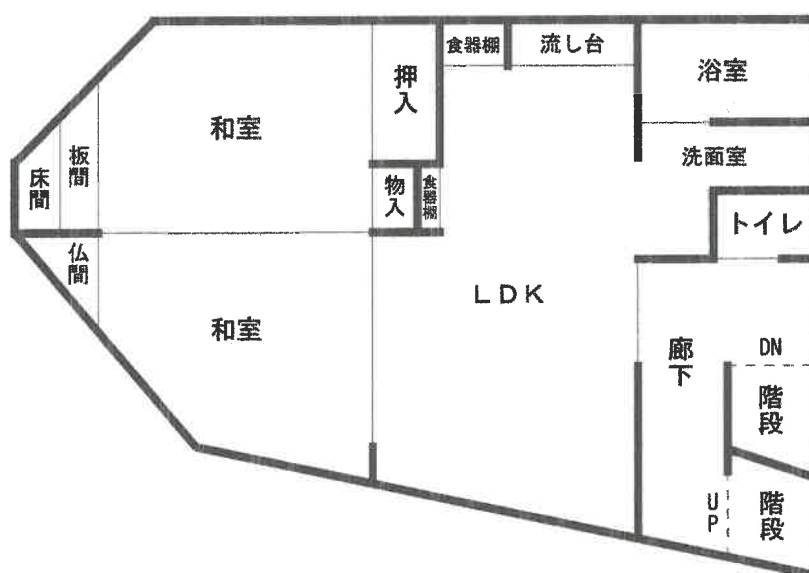


間取略図

令和6年（ケ）第576号



3階平面図



4階平面図

